

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業実施要領

第1 目的

高い技術力を持った農業者が普及組織の指導の下、県内に普及していない革新的な技術や取組み最先端のノウハウ等を取り込み、生産性の向上等を図ろうとする場合に、導入する施設・機械の整備等を支援することにより、産地の技術レベルの向上等を図る。

第2 事業実施主体

事業の実施主体は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 次の①、②のいずれかに該当し、県普及組織と革新的技術の導入、確立等に取り組む者
 - ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農業を営む農業者、法人
 - ② ①に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ
- (2) 次の①から④の全てに該当する者
 - ① 県農業普及組織の指導の下、事業で導入する技術等の確立に取り組む者
 - ② 事業で得た技術及びその実証のために使用する自らの技術に関し、県内農業者等に公開できる者
 - ③ 本事業に申請する取組みについて、当該事業実施年度に他の補助金を活用した技術等の導入予定がない者
 - ④ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

第3 事業の内容及び補助対象機械・施設

事業の内容及び補助対象機械・施設は別表1に掲げるとおりとする。

第4 補助金の交付

県は公募により事業実施主体を募集し、応募のあった事業の内から、より実施効果が高いと認められる事業を選考のうえ、予算の範囲において補助金を交付する。

第5 募集方法

応募しようとする事業者は、別に定める普及組織先導型革新的技術導入事業公募要領により、指定された期日までに知事に事業実施計画書を提出しなければならない。

第6 選考方法

補助金交付対象事業は、県が設置する審査会において、別表2で定める基準に基づく審査を経て、知事が決定する。
審査会については、別に定める。

第7 事業の執行

本事業の実施に当たっては、「農畜産業関係補助事業事務の取り扱いについて」（平成24年2月17日付け23農政第1429号）に基づき適正に執行しなければならない。

第8 事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

第9 県普及組織との事前協議

応募しようとする事業者は、事業の申請にあたり、事業の実施地を管轄する県の普及拠点又は県農業革新支援センター（別表3）と事業内容等を協議し申請するものとする。

第10 その他

事業者は、本事業の助成を受けて導入する機械及び施設等について、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう農業保険等への加入に努めること。

附則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。

別表1

事業内容	補助対象機械・施設
県農業普及組織が新たに確立を必要と考える革新的技術や取組みの実証に係る機械・施設の整備に係る経費の一部を助成する。	<p>【農業用機械】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模栽培モデル園の創出のための高性能省力作業・調整機械・乾燥原料生産のための省エネ型一次加工用機械・ICT、IoT技術等を利用した経営、栽培管理システム・ロボット技術を利用した作業の自動化システム等 <p>【農業用施設】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none">・光線透過性の高いフッ素樹脂フィルムを展張した低コストAPハウス・ヤシガラ、ピートモス等の固形培地を利用した養液栽培システム・大規模栽培モデル園の創出のための自動灌水・防除施設、園内作業道等 <p>○中古品又は既存施設の改良等も可能とするが、原則として取得価額が50万円を超えるものとする。</p> <p>○倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。</p> <p>○機械・施設の整備に当たっては、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りでない。</p>

別表 2

革新性・実現性	技術、取組みの革新性・チャレンジ性について
	技術確立の実現性・必要性について
事業効果	所得の向上効果について
事業の遂行能力	事業実施主体の技術水準について
	事業実施主体の経営能力について
地域への波及効果	競争力の高い産地づくり・担い手の確保・育成への貢献について

別表 3

県内普及拠点	住 所	連絡先	管轄する市町
四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4	TEL 0896-23-2394	四国中央市
東予地方局地域農業育成室	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611	TEL 0898-68-7322	新居浜市、西条市
今治支局地域農業育成室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	TEL 0898-23-2570	今治市（陸地部）
しまなみ農業指導班	〒794-2305 今治市伯方町木浦甲 4637-3	TEL 0897-72-2325	今治市（島しょ部）、上島町
中予地方局地域農業育成室	〒790-8502 松山市北持田町 132	TEL 089-909-8762	松山市、東温市
久万高原農業指導班	〒791-1202 上浮穴郡久万高原町入野 263	TEL 0892-21-0314	久万高原町
伊予農業指導班	〒799-3122 伊予市市場 127-1	TEL 089-982-0477	伊予市、松前町、砥部町
南予地方局地域農業育成室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL 0895-28-6117	宇和島市
鬼北農業指導班	〒798-1331 北宇和郡鬼北町大字興野々 1880	TEL 0895-45-0037	松野町、鬼北町
愛南農業指導班	〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲 2420	TEL 0895-72-0149	愛南町
八幡浜支局地域農業育成室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	TEL 0894-23-0163	八幡浜市、伊方町
大洲農業指導班	〒795-0064 大洲市東大洲 174	TEL 0893-24-4125	大洲市、内子町
西予農業指導班	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 3-434-1	TEL 0894-62-0407	西予市
愛媛県農業革新支援センター	〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2 農産園芸課内	TEL 089-912-2558	県下全域